

令和4年度第11回

南国市農業委員会議事録

令和5年2月8日（水）

令和4年度第11回農業委員会議事録

日 時 令和5年2月8日（水） 午後1時30分～午後3時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

- 議 題
- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
 - （2）農地法第5条の規定による許可申請の件
 - （3）南国市農用地利用集積計画の件
 - （4）南国市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について
 - （5）農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の廃止について
 - （6）南国市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の廃止について
- 議題外
- （1）農地法第3条の3の規定による届出の件
 - （2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
 - （3）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件
 - （4）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
 - （5）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 19名）

会長 濱田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1 番 金田 善充	3 番 山本 修平	4 番 杉本 和繁	5 番 高芝 澄生
6 番 末政 隆一	7 番 楠瀬 理枝	8 番 武市 忠雄	11 番 植野 永子
12 番 松岡 清	13 番 今井 まち	14 番 窪田 理佳	15 番 山本 桂
16 番 平田 修三	17 番 垣内 育男	18 番 田岡 崇	19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 16名）

1 番 西本 良平	2 番 齋藤 喜美子	3 番 門田 俊一	4 番 笥 和幸
5 番 和泉 依	6 番 門田 理博	7 番 利岡 邦彦	8 番 西岡 祐三
9 番 武市 憲雄	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司	12 番 北村 一弘
13 番 武内 俊暁	14 番 中村 和雅	15 番 岡田 廣志	16 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 1名）

17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

4 番 武市 忠雄	11 番 植野 永子
-----------	------------

会長	ただいまから第11回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。推進委員の17番井上委員さんです。本日の議事録署名人ですが、8番の武市委員と11番の植野委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、2月20日13時から行いたいと思います。4番の杉本委員と7番の楠瀬委員お願いします。推進委員で3番の門田委員お願いします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数9件、申請受理面積、田13,276.78㎡、畑406.00㎡、計13,682.78㎡。受付番号66号と67号は議案第2号の67号と68号と関連する案件ですので、この4件については議案第2号のあとでまとめて審議を行います。残りの案件について事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書4ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。 受付番号59号です。申請地は、前浜の畑、406㎡、譲渡人より処分したいとの申し出が農業委員会にあり、近隣で耕作している譲受人に紹介したところ購入することになったもので、売買により所有権移転するものです。譲受人は法人のため、農地所有適格法人以外は農地の取得ができませんが、社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人は、障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると思われます。譲受人からの申請事由書によると、現在、施設利用者の生産活動として、野菜、果樹などを作っていますが、利用者の工賃増加のために規模拡大したいとのことです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。取得後は、文旦を植えるとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。59号は以上です。 受付番号60号です。譲受人は49歳。申請地は、大堀の田、135㎡、贈与による所有権移転で、借入地の隣で一体的に耕作するため、取得するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と父母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。60号は以上です。 受付番号61号です。譲受人は80歳。申請地は、宍崎の田2筆で計2,426㎡、贈与による所有権移転です。申請地は、譲受人の母を含む3人の共有地になっており、今回、共有者の一人である従姉妹より引き取ってほしいとの話があったため、その持分3分の1を贈与により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は62年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。61号については以上です。

会長	受付番号62号です。譲受人は59歳。申請地は、福船の田 3,083 m²、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻とニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。62号は以上です。 受付番号63号です。譲受人は45歳。申請地は、物部の田 938 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は13年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るため 周辺の農地へ影響を与えることはないということです。63号は以上です。 受付番号64号です。譲受人は71歳。申請地は、陣山の田6筆で計 5,387 m²、売買による所有権移転で、農業で安定した収入が得られるよう経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は13年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻や生姜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。64号は以上です。 受付番号65号です。譲受人は71歳。申請地は、田村の田 500 m²、売買による所有権移転で、譲受人は、申請地に隣接する宅地を購入予定で、譲渡人が申請地と一括で売渡しを条件としているため取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。65号は以上です。なお、現地確認において、担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上65号まで審議よろしくをお願いします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件。申請受理面積、田 5,999.67 m²、畑 0 m²、計 5,999.67 m²。なお、先ほどもお
-----------	--

	伝えしましたが、議案第1号の受付番号66号と67号、議案第2号の67号と68号は関連する案件ですので、この4件については議案第2号のあとでまとめて審議を行います。ではまず初めに、受付番号65号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により、田岡委員、退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室) 事務局お願いします。
穂積主事	議案第2号を説明します。受付番号65号です。議案書7ページ、別紙2ページです。申請地は浜改田の田416㎡。所有権の移転により、車両置場への転用案件ですが、すでに転用されており、違法状態を是正する案件です。提出されております始末書によると、平成30年頃に農地法の手続きを経ず、申請地を借り受け車両置場に転用。その後、同地を買い受けるにあたり、農地法の手続きが必要であったことに気付いたため申請に至ったとのことです。別紙4から5ページに始末書と現地の写真を載せてありますのでご一読ください。申請地の農地区分は、いずれの農地区分にも属さないためその他2種農地に該当すると判断しており立地基準を満たします。土地利用計画については別紙3ページをお願いします。配置は図の通りです。進入は南側道路からです。造成や整地を行わず農地にそのまま車両を置く計画となっています。排水計画については、汚水は発生せず雨水は自然浸透させます。周囲の状況については、北側山林、南側宅地、東側宅地、西側同意のある農地となっております。65号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室)
穂積主事	残りの案件をお願いします。 66号です。議案書は7から8ページ、別紙は6から7ページです。申請地は岡豊町八幡の田13筆計5,583㎡。所有権の移転により資材置場への転用です。本案件は既存の資材置場を拡張する案件で、現資材置場が満杯となったため、隣接する申請地へ拡張したいとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないためその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について別紙8ページをお願いします。配置は図の通りです。進入は南側の既存資材置場からです。造成計画については、既存の資材置場の高さに合わせよう50から80cm埋め立て、整地計画については特にコンクリート舗装等はせず、埋め立てた状態のまま使用する計画です。排水計画については、申請地周辺に排水路を設置し南国市所有の水路に排水する計画で、排水に耐えうるよう一部水路の回収を行うとのことです。また、地元より排水に差し支えない旨の意見が出ており、市の排水同意を手続き中で許可見込みありと確認しております。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は全て取得、その他周辺農地へ

	悪影響なしと現地確認で判断しております。他法令については、南国市土地開発適正化条例の届出、公共物の払い下げが必要で許可見込みありと確認しています。本件は以上です。
会長 門田俊一推進委員	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。
	心配あるとしたら南側が嵩上げされるけど、残された北側の農地の排水は確保される？
穂積主事 門田俊一推進委員	はい。先ほど触れましたが、一部水路の回収を行い農地の水路の機能の維持を行うとのことです。
	排水はそれで確保できる？
穂積主事 会長	はい。市や地元からも要望があり、そのように対応するそうです。
	他にございませんか？
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい、そのように取り扱いをいたします。そうしましたら残された案件について事務局説明をお願いします。
穂積主事	はい。議案第1号の受付番号66号と67号、議案第2号の67号と68号について説明します。なお、議案書9ページは資料の差し替えがありますので、そちらをご覧ください。事務局説明をお願いします。
	議案第1号の受付番号66号と67号、議案第2号の受付番号67号と68号は関連する案件ですのでまとめて説明します。まず議案書の確認をお願いします。議案第1号の66号、議案第2号の67号は東崎の案件、議案第1号の67号と議案第2号の68号は下野田の案件です。こちらは先月の定例総会でも触れましたが、ニンニクの営農型太陽光発電に関する案件です。先月の定例総会では、農地法第3条の所有権移転の許可をしました。その後、法務局で所有権移転の手続きが完了し、名義が●●さんに移っております。今回の申請では、太陽光発電に必要な支柱部分を5条の転用申請、営農を行う土地の空中部分を占有して太陽光パネルを設置するため、3条の地上権設定の申請が出ております。では東崎の案件から説明します。3条については議案書5ページの受付番号66号、5条については議案書8ページの受付番号67号です。位置図は別紙9ページです。3条の申請地は登記面積1,295㎡のうち403.89㎡、パネル直下の空中部分に地上権を設定する計画です。5条の申請地は登記面積1295㎡のうち0.315㎡、賃借権を設定し太陽光パネルの支柱部分へ転用する計画です。申請の期間は3年間で提出されており、3条と5条は同時許可という形になります。営農型太陽光発電は基本的に3年未満の申請となっており、仮に本案件が3年間で許可となった場合、3年後に許可を更新する申請が出てくることとなります。申請地の農地区分は第1種農地に該当し原則転用許可のできない農地ですが、3年未満の一時転用であるため例外的に立地基準を満たします。続きまして土地利用計画の説明に移ります。当日配布資料の2ページをお

願います。小さな四角の枠が太陽光パネルを表しており、図の通りに設置する計画で、その直下の空中部分が農地法第3条の地上権の範囲になります。周囲の状況につきましては北側農地、南側宅地、西側農地、東側農地です。申請人によると、周辺農地への被害を少なくするため極力周辺農地と距離を取って支柱、パネルを設置するとのことで、隣接農地から4メートル以上距離を取っているとのことです。ただし、周辺の方への事業説明は行うよう依頼しており、地権者及び耕作者への説明を継続しているとのことです。なお、参考資料として日影図の提出がありますので当日配布資料の3ページ及び4ページをご覧ください。夏至、冬至の日陰図です。夏至の頃に東の農地にわずかに日影がかかるとのことですが、午後3時以降にわずかにかかるだけなので影響は少ないと考えとのことです。資料の見方についてですが、この資料の端のこの部分が隣地との境界のラインになっております。そしてこの線が日陰のかかる部分です。最後に当日配布資料の5ページをお願いします。現地の写真になります。3条の許可を得まして、現地の方にニンニクを植えております。許可になりますと、ここに太陽光を設置することになります。

続きまして下野田の案件です。3条については議案書5ページの受付番号67号、5条については議案書8ページの受付番号68号です。位置図は別紙13ページ、航空写真は別紙14ページです。3条の申請地は2筆合計1,487㎡のうち403.89㎡、パネル下の空中部分に地上権を設定するものです。5条の申請地は2筆合計1,487㎡のうち0.355㎡、賃借権を設定し太陽光パネルの支柱部分へ転用する計画です。申請理由等については東崎の案件と同じですので割愛します。農地区分は農用地区域内の農地ですので原則転用許可のできない農地ですが、3年未満の一時転用であるため例外的に立地基準を満たします。なお、こちらの案件については農用地ですので農林水産課にも確認を行い、本計画に問題ない旨の意見をいただいております。続きまして土地利用計画の説明に移ります。当日配布資料6ページをお願いします。図の通り太陽光パネルを設置しその直下の空中部分が農地法第3条の地上権の範囲になります。周囲の状況につきましては北側農地、南側宅地、西側農地及び墓地、東側農地です。こちらの案件につきましても、周辺農地への被害を少なくするため極力周辺農地と距離を取って支柱、パネルを設置するとのことで4メートル以上は距離を取っているとのことですが、周辺の地権者及び耕作者への説明を継続するよう依頼しております。なお、参考資料として日影図の提出がありますので当日配布資料の7ページをご覧ください。下野田の案件についても夏至冬至ともに周辺営農に支障を及ぼすほどの影はかからないとのことです。東の農地にわずかに影がかかりますが、こちらについては同意書を取得しているとのことです。次に当日配布資料9ページをお願いします。下野田の圃場についてもニンニクを植えており、現状は写真の通りとなっております。

最後に当日資料の10ページをお願いします。こちらが、中央東農業振興センターからの意見書で、その下段がセンターの意見です。この下段の内容に留意して耕作すれば、一定の収量と品質を確保できるとのことです。なお、意見の横に、申請人にどのように取り組むかを記載していただいておりますのでご一読のほどお願いします。説明は以上

会長 山本修平委員 穂積主事	です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。はい、山本委員。 はい。この太陽光なのですが、耐用年数は何年とかはありますか？ 20年間は同じ売電価格で取引することができるので20年間はあると考えられますが、営農型の場合は皆さんご存じの通りノルマを達成することができなければ撤去してもらうよう指導することになりますので、場合によっては早まることもあると思います。
会長 中村推進委員	他に？中村委員さん。 農地法的に言うたらこの書類が出てきて審議することはいいかもしれません。でも、この案件について業者の説明会が農業委員会にあったときに周辺の宅地がある方の許可を取ってくださいと、それによって周辺の人がいかなんというのを農業委員会が許可するというのはこれは問題があると私は思います。周辺の住宅の方たちにやっていいのか許可を取ってこの審議をするのが、私は筋やと思います。許可はどこまで取っているのでしょうか？
穂積主事	同意の状況について申請代理人に報告をお願いしておりましたので、説明をさせていただきます。まず東崎の案件についてです。今までのうちの取り扱いで言いますと、4メートル以内の農地から同意を取ってもらうようお願いしています。今回はそれ以上の距離ですが説明をお願いしています。まず、北側からは同意を得ています。東側の方からは反対ということではないですが、業者の方と誓約書等を作って欲しいという話があると聞いております。西側の人も同様に誓約書を作って話をしているとのこと。南側の宅地の人たちについても話をしていると聞いておりますが、具体的な状況までは確認できておりません。下野田につきましては、東側から同意を得ており、近隣の農地所有者へも話をしているとのことです。ただ、一点、西側の所有者さんが話を聞いてくれないということでお答えが貰えていないということです。ただ、距離的に言うと十分離れてはいるかなと思います。
西岡推進委員	それ、前電話くれちゃったやつよね？聞いてみたけどね、そこのご主人さんは奥さんの方に話をせないかと聞いてね。それで今耕作しゅう人には話が合ったみたいでその人はべつにかまん言いよったみたいです。
垣内委員	東崎の方で近隣の女性の方から何で許可が下りるがやろうと、農協はどう思っちゃうがやろう話があったようで、農業委員会の方へって言ったけど連絡なかった？家の人やろうかと思うけど。
穂積主事	ある方から話はありましたけど、その方はすでに許可になっていると勘違いしていたみたいで、まだですよということは伝えました。
会長 中村委員	中村委員さん。先ほどのことで構いませんか？ かまなかええかの判断は皆でやったらいいことですが、ようは農地法で言えばOKというしかないですが、けれども周辺住民は関係なく迷惑やって言われたら、あとでこれ取り除くのはどういったら手続き取ったらいいか分からんわけよね。だからそれを踏まえて周辺の許可がなければ農業委員会としても、その申請は確かに農地法で言えば、申

	請さえすれば通る申請なんですよ。でも、周辺住民は太陽光をつけることに反対がおるならばこれは農地法と別になると思うんですけど農業委員会が許可相当とするのはちょっとどうかなと思うがですけど。的を射てないかもしれないけれどそう言う後々の問題が起きてますからね。それを農業委員会は突き進んでいいのかなって思います。それが私の意見です。
会長	農業委員会は農地法の中でしか判断できません。
中村委員	分かっていますが。
会長	宅地に関しては全く考えておりません。農地に関してはものすごく考えます。営農上支障があるかないかということです。
穂積主事	農地法上とは関係ない話にはなりますが、太陽光の事業を行うにあたって周辺の合意形成を取ることは高知県の定めてあるガイドラインにも載っております。
会長	はい、平田委員さん何か意見ある？
平田委員	まあ似たような意見じゃが、もう一点できればニンニクを作った人がこの中におるなら参考に意見を聞かせてもらいたいんですけど。60%くらいの遮光でできると思うけど。前のサカキであんながいかなの分かっちゃうにね。
高芝委員	サカキとニンニクは全然違うきにゃあ。いかんかったら葉ニンニクにしたらええじゃか。
池副会長	香川の観音寺で実績が出ちゃったでしょ。あれで県もどうするか言いよったけどそっちの方はなかったが？
穂積主事	最後のページで見ていただいたのが県の意見で、当日配布資料の一番最後です。県の農業振興センターさんからなんですけど、これをやっていただけたら地域平均単収や品質も良くできるんじゃないかという意見です。あと平田委員から遮光率60%の話がありましたが、県の方からの意見では50パーセント以上確保出来たらという意見をいただいております。
高芝副会長	排水だけよ。水が溜まらんかったら大丈夫やと思う。いかざったら、最初1年にしてみて3年にしてもかまん。1年見てみて良かったらそこから3年許可しましょうと。そういう格好を取ったら問題ないんじゃない？
平田委員	最初っから3年はサカキみたいになるぞ。
高芝委員	サカキとニンニクはそりゃ違うちや。
会長	1年という意見が出ましたがいかがいたしましょう？また、1年様子見てからにしますか？
	(質問・意見無し)
	そうしましたら1年間許可相当という意見で高知県知事に意見書を送付してよろしいでしょうか？
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和5年2月

藤田次長	8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。まず初めに受付番号302号と305号は窪田委員の関連するの案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により窪田委員退室をお願いします。 (窪田委員 退室) 事務局説明をお願いします。 議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。18ページの302号から305号までを説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、田村と亀岩の田で、302号は3年の賃貸借権を設定し、303号から305号までは10年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、302号は、10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払い、303号と304号はそれぞれ米120kgを物納し、305号は10aあたり米30kgを物納するというものです。以上、審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (窪田委員 入室) 次に23ページ、受付番号310号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により池副会長退室をお願いします。 (池副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書23ページの310号です。借人は58歳。申請地は、前浜の田で、6年の賃貸借権を設定し、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米90kgを物納するものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (池副会長 入室) 次に受付番号311号は垣内委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により垣内委員退室をお願いします。 (垣内委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	311号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、前浜の田で、3年の賃貸借権を更新して、水稻等を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込す

会長	るというものです。以上審議お願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (垣内委員 入室) 次に、受付番号322号は高芝委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により高芝委員退室をお願いします。 (高芝委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	29ページの322号です。借人は72歳。申請地は、久礼田の田で、5年の賃貸借権を更新し、水稻を作るというものです。賃料は、10a 当たり 10,000 円を現金で支払うというものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いいたします。
藤田次長	はい。その前に当日追加がございます。差し替えの議案書の中に当日追加というものが入っていたかと思えます。329号が抜かっておりましたので、こちらについては最後に説明をさせていただきますのでお手元にご準備ください。 11ページに戻ります。290号は、農地中間管理事業の旧方式になります。貸人である土地の所有者が農業公社に貸し付けを行ったあと、農用地配分計画により県が公告することで農業公社が担い手に農地を貸付します。配分計画案については、当日配付資料の11ページをご覧ください。申請地は陣山の田で、10年の賃貸借権を設定するものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を振込するというものです。次に12ページからは、農地中間管理事業の一括方式になります。 291号です。借人は34歳。申請地は、片山の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、総額 5,000 円を振込するというものです。 292号です。借人は、39歳。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、総額 5,000 円を振込するというものです。 293号です。借人は、63歳。申請地は、片山の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、総額 26,481 円を振込するというものです。 294号から296号までは、借人が同じためまとめて説明します。借人は41歳 申請地は、立田と堀ノ内の田で、いずれも3年の賃貸借権を設定して、野菜を作るとい

うものです。賃料は、294号は総額20,000円を、295号と296号は10aあたり5,000円を振込するというものです。

297号です。借人は63歳。申請地は、片山の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

298号です。借人は41歳。申請地は、立田の田で、3年の使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。

299号です。借人は48歳。申請地は、立田の田で、3年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

300号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

301号です。借人は57歳。申請地は、立田の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

農地中間管理事業は以上です。次に20ページです。306号です。借人は40歳。申請地は、金地の田で、10年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、総額35,000円を現金で支払うというものです。

307号と308号は借人が同じためまとめて説明します。借人は44歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a当たり米60kgを物納するというものです。

309号です。借人は61歳。申請地は、金地の田で、3年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a当たり米60kgを物納するというものです。

次に24ページの312号から317号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は48歳。申請地は、十市の田で、いずれも10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、315号が10aあたり米60kg相当の金額を振込し、それ以外は10aあたり米60kgを物納するというものです。

318号です。借人は62歳。申請地は、上野田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

319号です。借人は37歳。申請地は、浜改田の畑で、5年の賃貸借権を更新して、生姜を作るというものです。賃料は、総額120,000円を現金で支払うというものです。

320号です。借人は42歳。申請地は、前浜の畑で、5年の賃貸借権を更新して、芋などを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

321号です。借人は45歳。申請地は、岡豊町八幡の田で、5年の賃貸借権を更新して、イチゴを作るというものです。賃料は、10aあたり27,207円を振込するというものです。

次に323号と324号は、借人が同じためまとめて説明します。借人は67歳。申請地は、久枝の田で、5年の賃貸借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は

	10aあたり米240kg相当の金額を現金で支払うというものです。 325号です。借人は52歳。申請地は、岡豊町蒲原の田で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、総額12,200円を現金で支払うというものです。 次に326号と327号は借人が同じためまとめて説明します。借人は69歳。申請地は、西山と陣山の田で、326号は10年と1か月、327号は10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 328号です。借人は52歳。申請地は、稻生の田で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 最後に当日追加の議案書をご覧ください。329号です。申請地は、前浜の田で、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は74歳。主な経営作物は施設野菜と水稻で、規模を拡大し、水稻を作るというものです。売買価格については、議案書のとおりです。以上290号から329号まで審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に事務局より当日提出議案があります。議案第4号から議案第6号までの3議案となります。まず、議案第4号南国市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則について、事務局説明をお願いします。
局長	

会長	(2) になります。(1) (2) に充ててこれらを差し引いて残ったものを委員さんの活動実績に応じて按分しますということになります。2で前項の規定にかかわらず、能率給の算定に係る期間における月当たりの最適化活動の平均活動日数が1日未満の委員等については、実施要綱第7の(2)の規定により、能率給は支給しない、とあります。押しなべて言えば年間12回くらいは活動していないと国の方の算定では0になっちゃいますよというふうになっています。月に一回はお願いしますと以前言ったと思いますが、それがここになります。国の最適化交付金の要項が改正となりますので今まで規定しておりました規則を変更するということで、今回ここで審議していただいて、その後、市の庁議に諮って改正していくということになります。私からの説明は以上です。 事務局より説明がありました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
局長	なければ、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に、議案第5号「農地の権利取得の下限面積(別段の面積)の廃止」について、事務局説明をお願いします。
会長	議案第5号農地の権利取得の下限面積(別段の面積)の廃止について説明します。議案第5号をご覧ください。下限面積要件を示した農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)により削除され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、令和2年5月15日に公示した下限面積(別段の面積)を令和5年3月31日付で廃止するものであります。以上です。 ただ今事務局より説明がありました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
局長	なければ、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に、議案第6号「南国市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の廃止」について、事務局説明をお願いします。
会長	議案第6号「南国市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の廃止」について」を説明します。議案第6号をご覧ください。議案第5号と同様に下限面積要件を示した農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)により削除され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、令和3年7月13日に告示した「南国市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準」を令和5年3月31日付で廃止するものであります。以上です。 ただ今事務局より説明がありました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) なければ、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。
--	--

(午後 3 時 2 0 分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成5年4月7日

会 長 濱田 胡也

議事録署名委員 武市 忠雄

議事録署名委員 植野 永子